

四半期報告書

(第58期第3四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

株式会社オーハシテクニカ

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
2 株価の推移	20
3 役員の状況	20
第5 経理の状況	21
1 四半期連結財務諸表	22
(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26
2 その他	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社オーハシテクニカ
【英訳名】	OHASHI TECHNICA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 富義
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 （注）同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目7番2号
【電話番号】	03（5404）4418
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 穂満 敏朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 前第3四半期 連結累計期間	第58期 当第3四半期 連結累計期間	第57期 前第3四半期 連結会計期間	第58期 当第3四半期 連結会計期間	第57期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高 (千円)	29,766,579	19,535,304	8,906,359	7,670,747	35,520,967
経常利益 (千円)	1,603,987	322,271	262,692	365,635	1,043,015
四半期（当期）純利益 (千円)	780,509	16,936	109,851	189,224	77,302
純資産額 (千円)	—	—	14,895,374	13,145,251	13,212,748
総資産額 (千円)	—	—	26,420,906	24,585,441	22,584,285
1株当たり純資産額 (円)	—	—	942.26	832.03	836.15
1株当たり四半期（当期）純利益 金額 (円)	44.05	1.08	6.95	12.11	4.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	55.7	52.9	57.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△669,569	2,485,901	—	—	△1,899,257
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△844,193	△408,326	—	—	△1,308,644
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,728,681	△304,808	—	—	△236,783
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高 (千円)	—	—	3,255,524	5,868,427	4,070,929
従業員数 (人)	—	—	1,022	971	946

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であった㈱オーティーシートライボロジー研究所は、清算終了しております。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	971
---------	-----

（注）従業員数は就業人員数（派遣出向者、嘱託、常用パートは除き、受入出向者を含む。）であります。

なお、臨時雇用者数（派遣社員、嘱託、パート）が従業員数の100分の10未満のため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

（2）提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	203
---------	-----

（注）従業員数は就業人員数（派遣出向者、嘱託、常用パートは除き、受入出向者を含む。）であります。

なお、臨時雇用者数（派遣社員、嘱託、パート）が従業員数の100分の10未満のため、平均臨時雇用者数の記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び仕入実績

a. 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
自動車関連部品事業 (千円)	1,044,104	90.0
情報通信関連部品事業 (千円)	157,616	89.9
その他関連部品事業 (千円)	29,080	122.1
合計 (千円)	1,230,802	90.6

(注) 1. 金額は実際原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
自動車関連部品事業 (千円)	5,185,921	116.7
情報通信関連部品事業 (千円)	136,724	71.1
その他関連部品事業 (千円)	165,193	56.6
合計 (千円)	5,487,839	111.3

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比 (%)
自動車関連部品事業 (千円)	7,229,288	86.9
情報通信関連部品事業 (千円)	347,269	112.6
その他関連部品事業 (千円)	94,188	33.7
合計 (千円)	7,670,747	86.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、経済対策の効果や中国やアジア向けなどの需要回復により好転の兆しが見られたものの、雇用や設備投資の停滞、個人消費の伸び悩みなど、依然として厳しい状況が続きました。

当社グループの主力事業分野であります自動車業界におきましても、自動車販売に対するインセンティブ策などにより回復が見られたものの、世界的な経済危機以前の状況と比べると、引続き厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況下、当社グループは総力を挙げて各種施策に取り組み、業績の回復と経営基盤の強化に努めてまいりました。この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は76億7千万円（前年同期比13.9%減）、営業利益3億6千1百万円（前年同期比62.9%増）、経常利益3億6千5百万円（前年同期比39.2%増）、四半期純利益1億8千9百万円（前年同期比72.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①自動車関連部品事業

当第3四半期連結会計期間における国内外の売上高は、自動車生産・販売に回復が見られたことから72億2千9百万円（前年同期比13.1%減）、営業利益は経費削減策が効果を挙げたことにより5億9千4百万円（前年同期比17.6%増）となりました。

②情報通信関連部品事業

主力商品であります携帯電話機用ヒンジの売上げに一部回復が見られたことや経費削減効果などから、売上高は3億4千7百万円（前年同期比12.6%増）、営業利益は3千7百万円（前年同期は1千5百万円の損失）となりました。

③その他関連部品事業

売上高は9千4百万円（前年同期比66.3%減）、営業利益は2千5百万円（前年同期比35.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産の残高は、棚卸資産は減少したものの、現金及び預金、受取手形及び売掛金の流動資産の増加等により、前連結会計年度末比20億1百万円増加し245億8千5百万円となりました。

負債の残高は、支払手形及び買掛金の増加等により、前連結会計年度末比20億6千8百万円増加し114億4千万円となりました。

純資産の残高は、評価・換算差額等が増加、配当金の支払により利益剰余金が減少したことなどから、131億4千5百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前四半期連結会計期間末に比べ7億1千3百万円増加し、58億6千8百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は9億2百万円（前年同期は15億2千万円の使用）となりました。

これは主に、売上債権が11億7千5百万円増加しましたが、税金等調整前四半期純利益3億1千6百万円を計上し、仕入債務が15億6千9百万円増加したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は前年同期と比べ2億4千5百万円減少し、7千4百万円となりました。

これは主に、固定資産の取得7千万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は前年同期と比べ21億1千5百万円減少し、8千8百万円となりました。

これは主に、配当金の支払7千8百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間におきまして、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更又は新たに発生した事実はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社のステークホルダーとの関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきと考えております。さらに、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中にはその目的等から判断して、当社の企業価値や株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社取締役会や株主に対して当該大規模買付行為の内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

(a) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、日本、米国、タイ、英国、中国を軸とするグローバル体制の構築により、自動車部品や情報通信部品を重点市場として、地球環境改善のための開発提案営業を展開しながら、株主の皆様のご期待に応えるべく企業価値・株主共同の利益の確保と向上に努めております。

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファブレス＋ファクトリー」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。

こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。加えて、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断的努力により維持発展させていくことにより、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

(b) 企業価値向上への取組みについて

当社事業の中核を為す自動車部品業界を取り巻く経営環境は、世界規模の景気低迷と自動車需要の急速な縮小の中で、厳しい状況にあります。当社グループでは、こうした困難な状況を打開し業績の安定的な向上と、経営基盤の強化を目指し事業活動を展開しております。

(c) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みについて

当社は「開発提案型企業として、世界のお客様に信頼される会社を実現する」という経営理念のもとで、グローバルに事業を展開しております。併せて社会の一員であることを強く認識し、公正かつ透明な企業活動に徹し豊かな社会の実現に努力するとともに、株主や投資家の皆様をはじめ、ユーザー、協力企業、社会から信頼され期待される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要な経営課題と考えております。

当社取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法に定める取締役会の専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。取締役会の戦略決定及び業務監査機能と業務執行の分離を明確に図るため、平成11年度より執行役員制度を導入して、経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。

また、当社は監査役会を設置しており、監査役は3名、うち社外監査役は2名であり非常勤であります。常時1名の監査役が執務しており、取締役会のほか経営戦略会議等の重要会議には全て出席し、取締役の職務執行状況を十分監査できる体制となっております。監査役会は内部監査担当部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めております。

③ 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の改定と併せて、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、本プランといいます。）を平成18年5月19日開催の取締役会において決議、導入いたしました。その主な内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。以降、その継続についても取締役会の決議により行ってまいりましたが、株主の皆様の意思をできる限り反映させるべきという考え方にに基づき、平成21年6月23日開催の第57期定時株主総会に、買収防衛策の一部改定及び継続についてお諮りし、承認を頂きました。なお係る買収防衛策につきましては、有効期間を3年間とし、平成24年6月に開催予定の当社定時株主総会におきまして、改めて継続についてご承認を頂く予定となっております。

④ 当該取組みが、当社の株主共同の利益を損なうことなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものでないことの合理的理由

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として導入されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

(d) 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置いたしております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(e) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(f) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は2千万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成22年2月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,390,040	18,390,040	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	18,390,040	18,390,040	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回乃至第8回新株予約権（平成20年10月1日取締役会決議）

第1回乃至第8回新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）に共通する事項は以下のとおりです。

	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数（個）	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、40,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項に従い、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日（本欄第3項第(1)号に定義する。）後の包括行使請求（注11(4)号に定義する。）または個別行使請求（注11(5)号に定義する。）に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初907円とする。ただし、本欄第3項または第4項に従い、修正または調整される。 3 行使価額の修正 (1) 当社は、平成20年10月20日以降、平成22年10月15日までの間（以下「行使価額修正期間」という。）、①当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、②修正開始日行使価額（本項第(2)号に定義する。）が下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）以上である場合には、修正開始日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたこと、修正開始日および修正開始日行使価額を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。 (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、①修正開始日（当日を含む。）から修正開始日の翌月の第2金曜日まで（当日を含む。）の期間においては、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の91.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。）に、②修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日（初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の91.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額（修正開始日行使価額を含む。）を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。 ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が698円（ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が1,047円（ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	(3) 修正開始日以後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが当該日において有効な下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額（ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号または第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。 (4) 当社は、行使価額修正期間中、①本新株予約権が残存し、かつ、②本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合（本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合を含む。）には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。 (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。 4 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ 「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。） 調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。 ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の発行を除く。） 調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③または⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i) 上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。 ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。） (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。 (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③または上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。 なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。 ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。 この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については（注）14(2)号の規定を準用する。 $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 ⑧ 本号①乃至⑤に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑦の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。 (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。 ③ 「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数、および当該行使価額の調整において本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を加えたものとする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 ① 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。 ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 ③ その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。 ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑦の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使期間	1 平成20年10月20日から平成23年10月17日までの期間（以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。）とする。ただし、平成23年10月17日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間（以下「包括行使請求書提出期間」という。）において、包括行使にかかる行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正されその後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日）までの期間（以下「個別行使可能期間」という。）とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、40,084,000円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を、当該行使請求の時点（包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日）において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に40,084,000円（本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額）を乗じた金額を、当該行使請求の時点（包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄に定める権利行使最終期日）において有効な交付株式数で除した金額となる。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、(注)13(1)号、(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて(注)12(4)号に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から(注)12(3)号に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使にかかる行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。 3 (1) (注)14(1)号に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
	4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。 5 (1) 以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の(i)乃至(iii)のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。 (i)当社が支払の停止に至った場合または当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合もしくは裁判所もしくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合 (ii)当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合 (iii)当社の重要な財産が差し押さえられた場合 (2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 本新株予約権は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当します。

2. 本新株予約権の特質は以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）が当初行使価額(907円)を下回った場合には、交付される株式数が増加いたします。

(2) 本新株予約権の行使価額の修正基準および修正頻度について

当社が行使価額修正の決定を行った回数の新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の直前5連続取引日の東証終値の平均値×91.5%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日までの5連続取引日の東証終値の平均値×91.5%に修正されます（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

(3) 行使価額等の下限等

(i) 行使価額等の下限

本新株予約権の行使価額の下限は698円です（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。

(ii) 割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式数の上限は1回号あたり286,532株であり、第1回乃至第8回新株予約権合計で、2,292,256株となります（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項を参照）。

(iii) 資金調達額の下限

資金調達額の下限については、1,600,000,000円となります。なお、本新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性があります。

(4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されております（(注)13(1)号を参照）。

3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決めの内容
当社は、本新株予約権の所有者である野村證券株式会社（以下「割当先」という。）との間で、以下について合意しております。

割当先は、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、第1回乃至第8回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が第1回乃至第8回新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わない。

4. 当社の株券の売買に関する事項についての本新株予約権の所有者との間の取決め

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売り付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

当社は、割当先との間で、以下について合意しております。

割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6. 各新株予約権の払込金額

本新株予約権1個あたり84,000円

7. 新株予約権の払込総額

420,000円とする。

8. 新株予約権の割当日

平成20年10月17日

9. 新株予約権の払込期日

平成20年10月17日

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

金200,420,000円

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。

11. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または同項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、同項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成22年10月15日まで（当日を含む。）に、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(2) 平成22年10月16日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで（当日を含む。）に本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。

- (4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(6)号および第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。
- (5) 前号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求（以下に定義する。）を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号および第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求および別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）、包括行使請求および個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを（注）12に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 前号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求（行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。）の場合には、出資金総額を現金にて（注）12に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に払込むものとし、包括行使請求の場合には出資金総額を現金にて第17項に定める決済取扱場所の所定の口座（以下「決済口座」という。）に払込んだ上、決済取扱場所に対して当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部もしくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
12. 新株予約権の行使請求受付場所、取次場所、払込取扱場所及び決済取扱場所
- (1) 新株予約権の行使請求の受付場所
株式会社オーハンテクニカ 経営企画部
- (2) 新株予約権の行使請求の取次場所
該当事項なし
- (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
- (4) 新株予約権の行使請求の決済取扱場所
野村信託銀行株式会社 エージェント・サービス部
13. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合または平成22年10月15日までに同第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに同第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成22年10月15日の翌銀行営業日に無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（注）11(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。
14. 新株予約権行使の効力発生時期等
- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、（注）11(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ（注）11(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日（当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日または本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。）に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、（注）11(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ（注）11(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、（注）13(1)号、(2)号に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、当該効力が発生した日が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日以降の場合は、同法に基づき振替株式の新規記録または自己株式の発行会社名義からの振替によって株式を交付する。
15. 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い
- 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	18,390,040	—	1,825,671	—	1,611,444

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,763,000	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,625,000	156,250	同 上
単元未満株式	普通株式 2,040	—	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	18,390,040	—	—
総株主の議決権	—	156,250	—

②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社オーハシテクニカ	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号	2,763,000	—	2,763,000	15.02
計	—	2,763,000	—	2,763,000	15.02

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	722	669	626	599	621	603	534	538	525
最低（円）	588	567	575	561	585	531	495	475	478

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	開発営業部長	菊 地 孝 一	平成22年1月19日

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,868,427	4,070,929
受取手形及び売掛金	※ 6,954,305	4,898,258
商品及び製品	2,555,968	3,576,397
仕掛品	180,506	275,352
原材料及び貯蔵品	535,031	542,907
繰延税金資産	290,298	252,669
その他	283,871	631,583
貸倒引当金	△19,902	△16,698
流動資産合計	16,648,507	14,231,400
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,403,380	2,427,312
減価償却累計額	△807,438	△782,124
建物及び構築物（純額）	1,595,941	1,645,188
機械装置及び運搬具	4,632,611	4,405,959
減価償却累計額	△2,347,083	△2,013,797
機械装置及び運搬具（純額）	2,285,528	2,392,162
工具、器具及び備品	2,831,933	2,826,760
減価償却累計額	△2,481,537	△2,412,561
工具、器具及び備品（純額）	350,395	414,198
土地	608,816	600,324
建設仮勘定	16,701	17,068
有形固定資産合計	4,857,384	5,068,942
無形固定資産		
のれん	625,882	693,900
ソフトウェア	152,406	221,758
その他	125,026	126,586
無形固定資産合計	903,315	1,042,245
投資その他の資産		
投資有価証券	338,503	314,052
繰延税金資産	217,719	213,505
長期預金	600,000	600,000
その他	1,022,436	1,117,715
貸倒引当金	△2,425	△3,575
投資その他の資産合計	2,176,234	2,241,697
固定資産合計	7,936,934	8,352,885
資産合計	24,585,441	22,584,285

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※ 7,557,599	5,530,423
1年内償還予定の社債	240,000	240,000
未払法人税等	211,163	67,333
賞与引当金	110,415	108,000
役員賞与引当金	30,300	54,000
その他	522,734	438,181
流動負債合計	8,672,212	6,437,938
固定負債		
社債	2,140,000	2,260,000
繰延税金負債	40,815	41,968
退職給付引当金	508,726	515,716
その他	78,435	115,913
固定負債合計	2,767,977	2,933,598
負債合計	11,440,190	9,371,537
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,825,671	1,825,671
資本剰余金	1,611,444	1,611,444
利益剰余金	12,574,020	12,713,354
自己株式	△1,958,727	△1,958,727
株主資本合計	14,052,409	14,191,742
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,068	9,569
為替換算調整勘定	△1,071,443	△1,134,871
評価・換算差額等合計	△1,050,374	△1,125,302
新株予約権	3,360	3,360
少数株主持分	139,856	142,947
純資産合計	13,145,251	13,212,748
負債純資産合計	24,585,441	22,584,285

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	29,766,579	19,535,304
売上原価	23,251,184	15,479,152
売上総利益	6,515,395	4,056,152
販売費及び一般管理費	※ 4,926,139	※ 3,753,292
営業利益	1,589,255	302,859
営業外収益		
受取利息	43,077	10,474
為替差益	—	11,716
受取賃貸料	18,783	13,357
作業くず売却益	40,783	12,781
還付加算金	—	8,732
その他	34,193	20,661
営業外収益合計	136,838	77,724
営業外費用		
支払利息	—	32,742
為替差損	83,527	—
支払補償費	—	16,608
その他	38,579	8,963
営業外費用合計	122,106	58,313
経常利益	1,603,987	322,271
特別利益		
固定資産売却益	—	1,105
貸倒引当金戻入額	5,810	1,153
その他	964	31
特別利益合計	6,775	2,290
特別損失		
投資有価証券評価損	109,848	—
ゴルフ会員権評価損	20,689	180
事業構造改善費用	—	78,585
その他	16,253	11,095
特別損失合計	146,791	89,861
税金等調整前四半期純利益	1,463,971	234,700
法人税、住民税及び事業税	592,543	277,537
法人税等調整額	73,437	△52,115
法人税等合計	665,980	225,421
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	17,480	△7,656
四半期純利益	780,509	16,936

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	8,906,359	7,670,747
売上原価	7,115,516	6,017,179
売上総利益	1,790,842	1,653,568
販売費及び一般管理費	※ 1,568,592	※ 1,291,585
営業利益	222,250	361,983
営業外収益		
受取利息	12,964	2,185
為替差益	21,860	5,819
受取賃貸料	6,221	2,601
作業くず売却益	10,476	5,684
その他	5,837	2,781
営業外収益合計	57,361	19,071
営業外費用		
支払利息	2,175	10,155
賃貸費用	2,443	—
新株予約権発行費	9,654	—
自己株式取得費用	2,190	—
支払補償費	—	4,335
その他	456	928
営業外費用合計	16,919	15,419
経常利益	262,692	365,635
特別利益		
固定資産売却益	510	818
貸倒引当金戻入額	1,741	—
その他	—	11
特別利益合計	2,252	830
特別損失		
投資有価証券評価損	52,924	—
ゴルフ会員権評価損	18,389	40
事業構造改善費用	—	44,876
その他	4,620	5,546
特別損失合計	75,934	50,462
税金等調整前四半期純利益	189,009	316,003
法人税、住民税及び事業税	93,776	107,461
法人税等調整額	△21,858	21,419
法人税等合計	71,918	128,880
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	7,239	△2,102
四半期純利益	109,851	189,224

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,463,971	234,700
減価償却費	791,250	677,485
のれん償却額	71,181	68,017
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10,927	2,249
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△88,233	3,323
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△23,000	△23,700
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	9,512	△7,363
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△334,126	—
受取利息及び受取配当金	△48,062	△14,523
支払利息	7,637	32,742
投資有価証券評価損益 (△は益)	109,848	—
固定資産売却損益 (△は益)	△22	573
固定資産除却損	12,675	6,381
売上債権の増減額 (△は増加)	1,125,290	△2,067,247
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,536,842	1,179,915
仕入債務の増減額 (△は減少)	△948,565	2,009,861
その他投資の増減額 (△は増加)	20,146	94,530
その他	△224,274	139,976
小計	397,456	2,336,924
利息及び配当金の受取額	46,303	13,705
利息の支払額	△7,637	△24,044
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,105,691	159,315
営業活動によるキャッシュ・フロー	△669,569	2,485,901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△729,735	△377,377
有形固定資産の売却による収入	41,179	2,266
無形固定資産の取得による支出	△45,433	△26,537
無形固定資産の売却による収入	102	—
投資有価証券の取得による支出	△104,089	△5,064
貸付けによる支出	△13,857	△5,935
貸付金の回収による収入	7,641	12,501
敷金の差入による支出	—	△8,179
投資活動によるキャッシュ・フロー	△844,193	△408,326
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の償還による支出	—	△120,000
リース債務の返済による支出	△45,815	△28,538
自己株式の取得による支出	△2,312,222	—
新株予約権の発行による収入	3,360	—
配当金の支払額	△374,003	△156,269
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,728,681	△304,808
現金及び現金同等物に係る換算差額	△177,954	24,730
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,420,398	1,797,497
現金及び現金同等物の期首残高	7,675,922	4,070,929
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,255,524	※ 5,868,427

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間において、OHASHI TECHNICA FINLAND LTD. は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。 また、当第3四半期連結会計期間において、(株)オーティシートライボロジー研究所は清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。 ただし、清算終了までの損益及びキャッシュ・フローは、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「還付加算金」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」は391千円であります。 2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」は7,637千円であります。 3. 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は510千円であります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	1. 前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました営業外費用の「賃貸費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間では営業外費用の「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「賃貸費用」は606千円であります。 2. 前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました特別利益の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することとしました。なお、当第3四半期連結会計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は10千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し第2四半期連結会計期間末に係る実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)				
※ 期末日満期手形 四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 <table> <tr> <td>受取手形</td><td>37,697千円</td></tr> <tr> <td>支払手形</td><td>56,506千円</td></tr> </table>	受取手形	37,697千円	支払手形	56,506千円	
受取手形	37,697千円				
支払手形	56,506千円				

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)																		
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>1,723,089千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>90,607</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td><td>57,000</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td><td>33,696</td></tr> </table>	給与手当	1,723,089千円	賞与引当金繰入額	90,607	役員賞与引当金繰入額	57,000	退職給付引当金繰入額	33,696	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>1,413,094千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>84,217</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td><td>30,300</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td><td>30,584</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>3,403</td></tr> </table>	給与手当	1,413,094千円	賞与引当金繰入額	84,217	役員賞与引当金繰入額	30,300	退職給付引当金繰入額	30,584	貸倒引当金繰入額	3,403
給与手当	1,723,089千円																		
賞与引当金繰入額	90,607																		
役員賞与引当金繰入額	57,000																		
退職給付引当金繰入額	33,696																		
給与手当	1,413,094千円																		
賞与引当金繰入額	84,217																		
役員賞与引当金繰入額	30,300																		
退職給付引当金繰入額	30,584																		
貸倒引当金繰入額	3,403																		

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)																
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>569,058千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>90,607</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td><td>19,000</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td><td>9,569</td></tr> </table>	給与手当	569,058千円	賞与引当金繰入額	90,607	役員賞与引当金繰入額	19,000	退職給付引当金繰入額	9,569	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>461,464千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>84,217</td></tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td><td>8,300</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td><td>8,143</td></tr> </table>	給与手当	461,464千円	賞与引当金繰入額	84,217	役員賞与引当金繰入額	8,300	退職給付引当金繰入額	8,143
給与手当	569,058千円																
賞与引当金繰入額	90,607																
役員賞与引当金繰入額	19,000																
退職給付引当金繰入額	9,569																
給与手当	461,464千円																
賞与引当金繰入額	84,217																
役員賞与引当金繰入額	8,300																
退職給付引当金繰入額	8,143																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,255,524	現金及び預金勘定 5,868,427
現金及び現金同等物 3,255,524	現金及び現金同等物 5,868,427

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 18,390千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,763千株

3. 新株予約権等に関する事項

第1回乃至第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 1,764千株(当初行使価額907円における株式の数)

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 3,360千円(親会社)

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	78,134	5	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金
平成21年11月9日 取締役会	普通株式	78,134	5	平成21年9月30日	平成21年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報通信関連 部品事業 (千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	8,318,559	308,367	279,432	8,906,359	—	8,906,359
営業利益又は営業損失 (△)	505,131	△15,076	39,764	529,819	(307,568)	222,250

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報通信関連 部品事業 (千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	7,229,288	347,269	94,188	7,670,747	—	7,670,747
営業利益	594,127	37,329	25,656	657,113	(295,130)	361,983

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報通信関連 部品事業 (千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	27,614,155	1,243,202	909,221	29,766,579	—	29,766,579
営業利益	2,321,352	39,749	145,556	2,506,658	(917,402)	1,589,255

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	自動車関連 部品事業 (千円)	情報通信関連 部品事業 (千円)	その他関連 部品事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	18,353,524	769,651	412,129	19,535,304	—	19,535,304
営業利益	999,733	46,674	85,118	1,131,526	(828,666)	302,859

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品・商品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品・商品

事業区分	主要製品・商品
自動車関連部品事業	エンジン関連部品、車体組立用締結部品等
情報通信関連部品事業	携帯電話関連部品、ゲーム機関連部品
その他関連部品事業	OA関連部品、その他関連部品

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で17,798千円、情報通信関連部品事業で507千円、その他関連部品事業で586千円それぞれ減少しております。

(「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で3,163千円減少しております。

4. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、有形固定資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、その一部について、改正後の法人税法に基づく耐用年数を採用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、自動車関連部品事業で13,211千円、情報通信関連部品事業で71千円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	6,443,833	2,027,255	886,840	494,073	530,390	28,714	10,411,108	(1,504,749)	8,906,359
営業利益又は 営業損失 (△)	495,595	83,891	142,185	41,024	△17,654	3,767	748,809	(526,559)	222,250

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	6,161,968	1,499,299	600,295	241,558	651,465	—	9,154,588	(1,483,840)	7,670,747
営業利益	533,340	27,464	27,325	4,851	67,208	—	660,190	(298,207)	361,983

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	22,262,633	6,412,660	2,729,598	1,556,874	1,724,626	83,059	34,769,452	(5,002,873)	29,766,579
営業利益又は 営業損失 (△)	1,819,834	308,574	438,092	179,339	△30,176	9,823	2,725,488	(1,136,233)	1,589,255

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (千円)	アメリカ (千円)	タイ (千円)	英国 (千円)	中国 (千円)	フィンランド (千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高	15,361,424	3,723,342	1,501,934	571,216	1,583,228	7,961	22,749,107	(3,213,802)	19,535,304
営業利益又は 営業損失 (△)	1,086,919	△93,694	30,443	△19,726	35,602	△736	1,038,807	(735,947)	302,859

(注) 1. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、日本で18,892千円減少しております。

(「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用)

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、アメリカで3,163千円減少しております。

2. 追加情報

前第3四半期連結累計期間

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、有形固定資産の利用状況を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、その一部について、改正後の法人税法に基づく耐用年数を採用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益が、日本で13,283千円減少しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	2,033,842	1,393,101	516,174	3,943,118
II 連結売上高 (千円)				8,906,359
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	22.8	15.7	5.8	44.3

当第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	1,502,512	1,215,669	248,306	2,966,489
II 連結売上高 (千円)				7,670,747
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	19.6	15.9	3.2	38.7

前第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	6,422,718	4,335,355	1,691,700	12,449,774
II 連結売上高 (千円)				29,766,579
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	21.6	14.5	5.7	41.8

当第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	アメリカ	アジア	ヨーロッパ	計
I 海外売上高 (千円)	3,743,249	2,982,144	627,339	7,352,733
II 連結売上高 (千円)				19,535,304
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	19.1	15.3	3.2	37.6

(注) 1. 国又は地域は地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア……………タイ、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア等

ヨーロッパ……英国、フィンランド、ベルギー、スペイン、ハンガリー等

3. 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 832.03円	1株当たり純資産額 836.15円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 44.05円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
四半期純利益 (千円)	780,509	16,936
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	780,509	16,936
期中平均株式数 (株)	17,718,320	15,626,970
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第1回乃至第8回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6.95円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 12.11円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期純利益 (千円)	109,851	189,224
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	109,851	189,224
期中平均株式数 (株)	15,815,093	15,626,970
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第1回乃至第8回新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

平成21年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………78,134千円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成21年12月7日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2 月 6 日

株式会社オーハシテクニカ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 和男

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 淳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーハシテクニカの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2 月 9 日

株式会社オーハシテクニカ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 和男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 淳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オーハシテクニカの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。